介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

（令和　8　年　6　月　1　日現在）

1．運　営　法　人　の　概　要

法　人　名 （　事　業　者　名　）	ｼｬｶｲｲﾘｮｳﾎｳｼﾞﾝｼｬﾀﾞﾝ　ﾎﾘﾉｳﾘﾋﾞｮｳｲﾝ 社会医療法人社団　堀ノ内病院
所　在　地	埼玉県新座市堀ノ内二丁目９番３１号
代　表　者	理事長　小島　徹

2．事　業　所　の　概　要

地域包括支援センター		
事　業　所　名	ﾆｲｻﾞｼﾅﾝﾌﾞﾁｲｷﾎｳｶﾂｼｴﾝｾﾝﾀｰ 新座市南部地域包括支援センター	
セ　ン　タ　ー　長　名	金子　義広	
職　員　体　制	保健師又は経験ある看護師	１名以上
	主任介護支援専門員	１名以上
	社会福祉士	１名以上
	介護支援専門員	１名以上
指定介護予防支援事業所		
事　業　所　名	ﾎﾘﾉｳﾁﾋﾞｮｳｲﾝｼﾃｲｶｲｺﾞﾖﾎﾞｳｼｴﾝｼﾞｷﾞｮｳｼｮ 堀ノ内病院指定介護予防支援事業所	
管　理　者　の　氏　名	金子　義広	
職　員　体　制	保健師又は経験ある看護師	１名以上
	主任介護支援専門員	１名以上
	社会福祉士	１名以上
	介護支援専門員	１名以上
介護保険の指定番号	１１０５１００１１７	
指　定　年　月　日	令和　６　年　４　月　１　日	

事　業　所　の　窓　口

サ　ー　ビ　ス　提　供　地　域	新座市南部（石神、栗原、堀ノ内）
事　業　所　の　所　在　地	埼玉県新座市堀ノ内二丁目９番３１号
電　話　番　号	０４８－４８７－８２６３
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０４８－４８７－８２６９
営　業　日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日、１２月２９日から翌年１月３日までは営業しておりません。
営　業　時　間	午前９：００～午後５：３０　※緊急時、転送にて２４時間つながります。

3．苦　情　相　談　窓　口

事業所又は法人に設置された苦情・相談対応窓口	担　　当　管理者　金子　義広
	電　　話　０４８－４８７－８２６３
	Ｆ　Ａ　Ｘ　０４８－４８７－８２６９
	対 応 時 間　午前９：００～午後５：３０ （日祝日、１２月２９日から翌年１月３日を除く）
事業所以外の苦情相談窓口	市町村窓口　新座市役所介護保険課
	電　　話　０４８－４２４－５３６１
	対 応 時 間　午前８：３０～午後５：１５（令和８年６月３０日まで）
	午前９：００～午後４：３０（令和８年７月１日以降）
	（土日祝日、１２月２９日から翌年１月３日を除く）
	埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課　苦情対応係
	電　　話　０４８－８２４－２５６８
	対 応 時 間 午前８：３０～正午、午後１時から午後５時（年末年始、土日祝日は除く）

4．その他の重要事項

介護予防支援・介護予防マネジメントの内容	1　居宅訪問
	2　アセスメント（課題分析）
	3　ケアプラン原案作成
	4　サービス担当者会議の開催
	5　利用者への説明・同意
	6　ケアプランの確定・交付
	7　モニタリング（少なくとも１か月に１回以上）
	※　利用者の訪問は、３月に１回以上は行います。訪問しない月でも、サービス事業所等への訪問、利用者への電話等により、実施状況の確認を行います。
秘　密　の　保　持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、担当職員でなくなった後においても、この秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。
事故発生時の対応	利用者に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（「介護予防支援等」という）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。
損害賠償保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　加入
虐待防止のための取り扱い	虐待の防止のための取り組みについて 1　虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。 【虐待に関する責任者：金子　義広】 2　虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催します。 3　利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

業務継続計画	業務継続に向けた取組の強化について 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。 また、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
ハラスメント	暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。 １　暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。 ２　担当職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。 ３　暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、担当職員にあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。 【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】 ■　暴力又は乱暴な言動 殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する　な ■　ハラスメント行為 不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする　な ■　その他 過大な要求・理不尽な要求・担当職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為　など
利用料	１　介護予防サービス支援計画作成に関わる費用 ２　初回加算 ３　委託連携加算 ４　処遇改善加算 上記は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記費用が自己負担となる場合があります。
その他の費用	１　契約書第５条第３項に要する費用は、利用者の負担とし、Ａ４片面１枚１０円とします。 ２　利用者又はその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援等を提供する場合、訪問するための交通費の実費を受領いたします。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、１キロメートル当たり１００円を請求します。
その他の留意事項	１　介護予防サービス支援計画の作成に当たって、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。 ２　利用者は当該介護予防サービス事業者等を介護予防サービス支援計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年　　月　　日

事 業 者 名
　所 在 地　埼玉県新座市堀ノ内二丁目９番３１号
　名　　称　社会医療法人社団　堀ノ内病院
　代 表 者　理事長　小島　徹
事 業 所 名
　新座市南部地域包括支援センター
　堀ノ内病院指定介護予防支援事業所
説　明　者

印

契約書第７条により委託した居宅介護支援事業者
事 業 所 名

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

利　用　者

住所

氏名

印

代　理　人

住所

氏名

印